

○ 一定の大きさ以下の電動モビリティは、最高速度に応じて以下の3類型に分けるとともに、外部に表示を行った上で、走行場所について切替えを認めることを検討

① 歩道通行車(～6km/h程度)

- ・ 電動車椅子相当の大きさ
- ・ 歩道・路側帯(歩行者扱い)
- ・ 立ち乗り・座り乗りで区別しない
- ・ 無人自律走行するものは、別途、安全性を担保



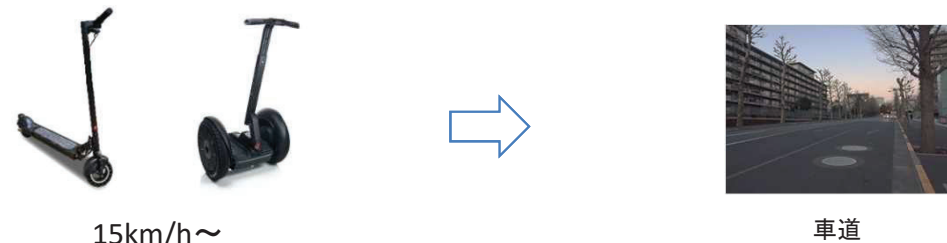
② 小型低速車 (～15km/h)

- ・ 普通自転車相当の大きさ
 - ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道、路側帯
- ※ 歩道は認めない



③ 既存の原動機付自転車等(15km/h～)

- ・ 車道のみ
- ・ 免許やヘルメット等のルールは維持



新たな交通ルール(自動歩道通行車)

○ 無人自律走行する歩道通行車(自動歩道通行車)に係る基準は、以下の方向で検討

※ この基準を満たさないものについては、今回検討している新たな交通ルールには含めない

(1) 最高速度、車体の大きさ

- 最高速度: 6km/h
- 車体の大きさ: 長さ120cm × 幅70cm ※ 電動車椅子相当



(2) 通行場所

- 原則、歩行者と同じ(歩道等)
- ※ ただし、歩道の幅員や通行量等も考慮する必要

公道実証実験が実施された道路の例



幅が十分に広い歩道



路側帯の設置された道路



歩車道の区別のない道路

(3) 通行方法等

- 歩行者相当の交通ルールに従う (信号や道路標識等に従う、横断歩道を横断など)
- 他の歩行者や自転車等の通行を優先する (歩道の端に寄る、迂回するなど)
- 道路横断時には、緊急自動車の通行を優先する
- サイバーセキュリティ対策が行われている



これらを確保するため、実効的なルール担保の在り方を更に検討

【参照条文】

○ 道路交通法（昭和35年法律第105号）（抄）

（通行の禁止等）

第八条 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。

3～6 （略）

（歩行者用道路を通行する車両の義務）

第九条 車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路（第十三条の二において「歩行者用道路」という。）を、前条第二項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

（通行区分）

第十条 歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯（次項及び次条において「歩道等」という。）と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

2 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一 車道を横断するとき。

二 道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

3 （略）

（歩行者用道路等の特例）

第十三条の二 歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

（道路の使用の許可）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの

所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

一～三 (略)

四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一 (略)

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがあると認められるとき。

三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4～7 (略)

○ 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)(抄)

(通行を禁止されている道路における通行の許可)

第六条 法第八条第二項の政令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に入出するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。

二 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき相当の事情があること。

三 前二号に掲げるもののほか、貨物の集配その他の公安委員会が定める事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。

○ 茨城県道路交通法施行細則(昭和53年公安委員会規則第11号)(抄)

(署長の通行許可)

第八条 令第六条第三号の規定により公安委員会が定める事情は、次に掲げるとおりとする。ただし、通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場所に起点又は終点を有する場合に限る。

一 荷物の集配をすること。

二 冠婚葬祭、引っ越しその他の社会生活上やむを得ない理由があること。

三 公益上又は業務上やむを得ない理由があること。

2・3 (略)

(道路使用の許可)

第二十三条 法第七十七条第一項第四号の規定により署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。

一 道路において、祭礼行事、記念行事、式典、競技会、仮装行列、パレード、街頭行進その他これに類する催物をする事。

二～九 (略)

十 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

【参考資料】

○ 成長戦略実行計画（令和３年６月18日閣議決定）（抄）

８．個別分野の制度改革

（１）自動配送ロボットの制度整備

ウィズコロナの時期が一定期間続く中で、利用者、従業者の安全につながる非接触型の自動配送サービスを実現するため、低速・小型の自動配送ロボットについて、①道路運送車両に該当しないこととした上で、②サービスを提供する事業者に対して連絡先やサービス提供エリア等の情報を事前に届出することを求め、③安全管理の義務に違反した場合には行政機関が措置を行えることとする、④機体の安全性・信頼性の向上が図られるよう、産業界における自主的な基準や認証の仕組みの検討を促すこと等を前提に、本年度のできるだけ早期に、関連法案の提出を行う。